

東近江市告示第167号

東近江市電子入札実施要綱を次のように定める。

平成23年4月1日

東近江市長 西澤久夫

東近江市電子入札実施要綱

(趣旨)

第1条 市が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品の供給及び役務の提供の一般競争入札及び指名競争入札における電子入札の実施に関し必要な事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)及び東近江市財務規則(平成17年東近江市規則第53号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「電子入札」とは、規則第146条第9号に定めるもののうち、市が設置する東近江市電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)を使用して行う入札をいう。

(利用者登録)

第3条 電子入札を行おうとする者は、電子入札システムに電子入札参加に必要な入札参加者の情報(以下「利用者情報」という。)を登録しなければならない。

2 前項の規定により利用者情報を登録した者(以下「電子入札参加者」という。)は、利用者登録の内容に変更が生じた場合は、直ちに利用者情報の変更を行わなければならない。

(電子入札に使用するICカード)

第4条 市の入札執行者(以下、単に「入札執行者」という。)が、各電子入札参加者に対して発行する電子入札に係る電磁的記録には、東近江市権限者を名義とする電子署名を付することとし、当該電子署名は、地方公共団体組織認証基盤における認証局が発行する職責証明書を利用するものとする。

2 入札執行者は、職責証明書を格納したICカードに係る鍵情報等の破損、紛失、盗難、不正使用等の事故がないよう適切に管理しなければならない。

3 電子入札参加者が電子入札に使用するICカードは、次に掲げるすべての要件を満たすものでなければならない。

(1) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号)第4条第1号に規定する電子証明書を格納したカードで、財団法人日本建設情報総合センターが電子入札コアシステムにおいて使用可能と認めた民間認証局(以下「電子入札コアシステム対応民間認証局」という。)の発行するもの

- (2) 東近江市入札参加有資格者名簿に登録された代表者等(市外に主たる営業所を有する事業者で営業所等から入札参加している者にあつては、当該営業所の代表者をいう。以下同じ。)の名義で取得し、前条第1項の規定により利用者登録したもの
- (3) 電子入札参加者が特定建設工事共同企業体の場合にあっては、代表構成員が、代表構成員の代表者等の名義で取得したもので、前条第1項の規定により利用者登録したもの
- 4 電子入札参加者が市に対して提出する電子入札に係る電磁的記録には、前項の要件を満たす電子証明書による電子署名を付すものとする。
- 5 電子入札参加者がICカードを使用する際に、次の各号に該当する場合は、当該電子入札参加者の行った入札を無効とする。
 - (1) 代表者又は受任者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者又は受任者のICカードを使用して電子入札に参加した場合
 - (2) 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして電子入札に参加した場合
 - (3) 同一の案件に対し、同一業者が故意に複数のICカードを使用して電子入札に参加した場合
 - (4) 不正な目的でICカードを使用したと入札執行者が認めた場合
(案件登録)

第5条 入札執行者は、電子入札により行うこととした案件について、案件登録を行う。

- 2 案件登録の内容は、案件概要登録、案件詳細登録及び案件日付登録とする。
- 3 次の各号に掲げる電子入札に係る日時等の設定は、それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし、市が必要と認める場合は、これを変更することができる。
 - (1) 入札書受付開始日時 入札書受付締切日の前日の午前9時
 - (2) 入札書受付締切日時 入札書受付締切日の午後5時
 - (3) 開札予定日時 入札書受付締切日の翌日
- 4 前項の規定による日時等の設定に当たっては、東近江市の休日を定める条例(平成17年東近江市条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日を除くものとする。
- 5 案件登録後、その内容について錯誤が認められた場合で登録内容を修正する必要があるときには、直ちに錯誤が認められた案件の取りやめの処理を行った上、改めて案件登録を行う。この場合において、当該入札の参加業者に案件の修正を行った旨が分かるよう措置するとともに、既に入札の手続を行った入札参加者がいる場合は、当該入札参加者に対して案件登録の修正を行った旨を電話等の確実な方法で連絡するものとする。
(開札日時等の変更)

第6条 案件登録後、入札執行者の仕様に係る電子計算機に生じた障害、天災、広域的停電等(以下「障害等」という。)のため電子入札システムを使用できない場合又は複数の電子入札参加者の使用に係る電子計算機に障害等が生じた場合で入札執行者が必要と認めた場合であつて、障害等の復旧の見込みがある場合は、開札日時等を変更するとともに、入札参加者に対して開札日時等を変更することを電話等の確実な方法で連絡し、速やかに変更後の開札日時を日時変更通知書(様式第1号)により通知するものとする。
(紙入札への変更)

第7条 案件登録後、入札執行者の使用に係る電子計算機に生じた障害等のため電子入札システムを使用できない場合又は複数の電子入札参加者の仕様に係る電子計算機に障害等が生じた場合で障害の復旧の見込がなく、入札執行者が必要と認めた場合は、入札方式を紙入札に変更するとともに、電子入札参加者に対して紙入札に変更することを電話等の確実な方法で連絡し、速やかに開札日時等を入札方式変更通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（電子入札システムによる資料の送信）

第8条 電子入札システムにより送信する提出資料等（以下単に「提出資料等」という。）の作成については、入札執行者が指定するファイル形式がある場合は、当該指定された様式により提出しなければならない。この場合において、電子入札参加者が電子入札システムにより送信する提出資料等の作成に使用するアプリケーションソフト及び作成した提出資料等を保存するファイルの形式は、次の各号のアプリケーションソフトに応じそれぞれ当該各号に該当する形式としなければならない。

- (1) 一太郎ビューワ 2010 形式で読み取りが可能なもの
- (2) Microsoft Word Word2003 形式で読み取りが可能なもの
- (3) Microsoft Excel Excel2003 形式で読み取りが可能なもの
- (4) PDF ファイル Acrobat6 形式で読み取りが可能なもの
- (5) その他入札執行者が必要と認めたもの

2 提出資料等を作成する場合は、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に使用してはならない。

3 提出資料等についてファイル圧縮をする場合には、LZH形式又はZIP形式によるもので、自己解凍方式でないものとしなければならない。

4 提出資料等に係るファイルにウイルス感染があることが判明した場合は、入札執行者は、直ちにファイルの閲覧を中止するとともに、当該ファイルを送信した電子入札参加者と再提出の方法を協議し、完全にウイルスを駆除することができる場合でなければ、電子入札システムにより再提出することを認めないものとする。

（資料等の提出）

第9条 提出資料等のうちに次の各号に掲げるものがある場合には、電子入札参加者は、すべての提出資料等を書面で持参により提出しなければならない。この場合において、当該電子入札参加者は、持参するすべての書面の目録をテキストファイルで作成し、持参する前にあらかじめ送信しておかななければならない。

- (1) 提出資料等に係るファイルの容量が総量で3メガバイトを超えるもの
- (2) ウイルス感染があることが判明し完全にウイルスを駆除することができないもの
- (3) 東近江市特定建設工事共同企業体取扱要綱（平成21年東近江市告示第41号）第12条に規定する入札参加の資格審査申請書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、入札執行者が持参により提出することが必要であると認めたもの

（指名競争入札の指名通知等）

第 10 条 指名競争入札に係る電子入札参加者の指名は、入札執行者が指名通知書(様式第 3 号)を電子入札システムにより送信することにより行う。

2 紙入札の届出を受理した入札参加者には、指名通知書を書面により送付する。

(電子入札に関する必要な事項)

第 11 条 電子入札に関する必要な事項は、次の各号に掲げるものを除き、原則として、紙入札の場合と同様とする。

(1) 電子入札においては、代理人による入札は認めない。

(2) 入札金額その他入力が必要な事項についての情報並びに電子入札参加者の電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書が入札執行者の使用に係る電子計算機のファイルに所定の入札期間内に記録されていること。

(3) 入札執行者の使用に係る電子計算機のファイルに記録されるべきものが明らかであること。

(4) 入札に使用した IC カードが、入札参加資格者名簿に登録された代表者等が取得したものであること。

(5) 第 1 回目の入札金額に対応した積算内訳書に係るファイルを入札書に添付して送信し、その情報が入札執行者の仕様に係る電子計算機のファイルに所定の入札期間内に記録されていること。

2 次の各号に掲げる事項を、電子入札に際しての注意事項とする。

(1) 入札書は、入札に付する事項ごとに必要な事項を入力するとともに、必要なファイルを添付して送信すること。

(2) 入札書の送信には、使用する電子計算機の性能、電気通信回線への接続状況等の良否により所要時間に差が生じるので、時間的な余裕を持って送信作業を行うとともに、入札書の送信後に、必ず入札書受信確認通知書を印刷して保管すること。

(3) 開札手続を進めるに当たって、即時に対応しなければならない場合があるので、開札日時から開札に関する一連の手続が完了するまでの間、電子入札参加者は、電子入札に使用する電子計算機の近辺で待機し、随時、手続の進行状況を確認するよう努めること。

(4) 入札書及び積算内訳書を送信し、入札執行者の使用に係る電子計算機のファイルに入札書及び積算内訳書の情報が記録された後においては、入札書及び積算内訳書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできない。

(紙入札の届出)

第 12 条 入札を紙入札により行おうとする者は、紙入札参加届出書(様式第 4 号)を入札執行者に持参により提出しなければならない。

2 入札執行者は、前項の規定により紙入札参加届出書が提出され、次の各号のいずれかに該当する場合は、紙入札の届出を受理する。この場合において、既に実施した電子入札システムによる書類の送信及び受信は、有効なものとする。

(1) 指名競争入札において、電子入札システムへの利用者登録をしていないにもかかわらず指名を受け、かつ、IC カードを取得していないために東近江市の電子入札システムへの利用者登録を直ちに行えない場合

- (2) ICカードが失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再発行の申請をしている場合
- (3) 法人名、代表者等の変更により、ICカードの再取得の申請をしている場合
- (4) 電子入札参加者の使用する電子計算機が故障した場合
- (5) 前4号に掲げる場合のほか、入札に参加する者にやむを得ない理由があり、かつ、入札手続きに支障がないと入札執行者が認めた場合

3 入札書受付締切日時までに前項の届出書を受理した場合には、入札執行者は、紙入札業者登録を行うものとする。

4 第1項の届出をした者は、入札書（規則様式第78号（その2））及び積算内訳書を作成し、「案件名」、「封入書類名」、「差出人」を表記した別々の封筒に入れ、封印し、二つの封筒を合封し、入札執行者が指定した日時に指定した場所へ持参しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、紙入札参加届出書を提出した者の電子入札に関する手続きについては、入札執行者が別に定める。

（入札の辞退）

第13条 電子入札参加者は、入札書受付開始日時から入札書受付締切日時までの間で、かつ、入札書を送信するまでの間に限り、辞退届を送信して辞退することができる。

2 入札執行者は、電子入札システムの使用に係る電子計算機に辞退届の情報が記録された時には、当該電子入札参加者に対して辞退届受付票（様式第5号）を送信する。

3 紙入札の届出を受理した入札参加者は、辞退届を書面により提出することにより辞退することができる。

4 前3項の規定にかかわらず、入札参加者が他の案件を落札し、当該入札案件に配置予定であった技術者を配置できなくなった場合にあっては、開札日時の15分前までに入札執行者に辞退届を書面で提出して辞退することができる。

（入札書の受付）

第14条 入札執行者は、電子入札システムの使用に係る電子計算書に入札書の情報が記録された時には、当該電子入札参加者に対して入札書受付票（様式第6号）を送信する。

（入札書受付締切り）

第15条 入札書受付締切日時を経過した後は、入札書及び積算内訳書の送信又は提出を受け付けない。

2 送信又は提出された入札書及び積算内訳書の引き換え、変更又は取消しをすることはできない。

3 入札執行者は、入札書受付締切日時が経過した後、すべての電子入札参加業者に対して入札締切通知書（様式第7号）を送信する。

（開札の実施）

第16条 紙入札の届出を受理した入札参加者がいる場合には、入札執行者は、当該入札事務に関係のない職員に立ち会わせて、開札処理を開始する直前に、提出された入札書の入った封筒を開封し、それぞれの入札書の内容を確認する。

2 開札日時の経過後、入札執行者は遅滞なく開札の手続を開始し、紙入札の届出を受理し

た入札参加者がある場合には、その者の入札金額を電子入札システムに入力する。

3 入札執行者は、予定価格票を開封し、電子入札システムに予定価格等の入力を済ませた上で一括開札を行う。

4 積算内訳書の内容の確認は開札時に行い、積算が適正にされている者に落札決定をする。
(落札決定)

第 17 条 落札者を決定したときは、すべての入札参加者に対して電子入札システムにより落札者決定通知書(様式第 8 号)を送信するものとする。ただし、紙入札者への落札者決定通知書の送付は、文書等により行うものとする。なお、事後審査型一般競争入札の場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者に提出資料等を求め、参加資格の有無を審査後、落札者を決定するものとする。

(くじ引きによる落札者の決定)

第 18 条 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上ある場合には、電子入札システムによりくじ引きを実施し、落札者を決定する。

2 入札執行者は、電子入札システムにより入札書を提出した者にあつては電子入札システムにより入札書を提出する際に当該入札者が選択した 3 桁の番号(以下「くじ番号」という。)等を基礎として、紙入札により入札書を提出した者にあつては入札書に記載されたくじ番号を基礎として前項のくじ引きを行うものとする。

3 紙入札により入札書を提出した者であつて、くじ番号を入札書に記載しなかった者のくじ番号は、「000(ゼロゼロゼロ)」を選択したものとする。

(入札の取りやめ)

第 19 条 入札の執行回数は、原則として 2 回までとし、第 2 回目の入札で落札者がいない場合には、入札執行者は、入札の取りやめを確認し、電子入札システムにより取りやめ通知書(様式第 9 号)を入札参加者全員に送信する。

2 入札書受付締切日時において不着又は辞退により入札した者がいない場合は、入札執行者は、入札の取りやめを確認し、電子入札システムにより中止通知書(様式第 10 号)を入札参加者全員に送信する。

3 前 2 項の規定により入札を取りやめる場合において、紙入札の届出を受理した入札参加者には、入札執行者は、書面により取りやめ通知書又は中止通知書を送付する。

(落札者の保留)

第 20 条 入札執行者は、落札者を決定するに当たり、落札決定を保留する必要がある場合は、落札決定を保留する。

2 入札執行者は、落札決定の保留を確認し、保留通知書(様式第 11 号)を電子入札参加業者全員に送信する。

3 前 2 項により保留した後、落札者が決定した場合には、第 17 条の規定によるものとする。
(再度の入札)

第 21 条 第 1 回目の入札を執行して、落札となるべく者がなく、第 19 条第 2 項に規定する事由もない場合には、再度の入札を執行することとして、再入札通知書(様式第 12 号)を当該入札に参加した電子入札参加者に送信する。

2 前項の場合において、紙入札の届出を受理した入札参加者には、入札執行者は、書面により再入札通知書を送付する。

3 再度の入札を執行する場合においては、第13条から第18条までの規定を準用する。

4 開札日時の経過後、入札執行者は遅滞なく開札の手続を開始する。ただし、再度の入札に参加するすべての者から再入札の提出を確認したときは、直ちに開札の手続を行うことができる。

(契約の相手方)

第22条 契約の相手方は、入札に使用したICカードの名義人とする。ただし、共同企業体については、構成員全員の代表者の名義を表示して、契約の相手方とする。

(入札情報の公開)

第23条 電子入札における入札及び契約の過程並びに契約の内容は、東近江市の建設工事に係る発注の見通し並びに入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表要綱(平成17年訓令第37号)に基づき公表する。

2 電子入札における入札公告、開札結果及び当初契約の内容については、市が設置する入札情報公開システムにより、インターネットにおいて公表する。

(補則)

第24条 この告示に定めるもののほか、市が実施する電子入札に関する手続及び運用に関して必要となる事項については、別に定めるものとする。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

様式第 1 号 (第 6 条関係)

年 月 日

企業 ID

企業名称

代表者氏名

様

東近江市

市長

日時変更通知書

下記の案件について、日時の変更をしました。

記

調達案件番号

調達案件名称

執行回数

入札 (見積) 受付開始日時

入札 (見積) 受付締切予定日時

内訳書開封予定日時

開札予定日時

理由

年度 第 号

工事 (委託業務)

回目

年 月 日 時 分

年 月 日 時 分

年 月 日 時 分

年 月 日 時 分

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

企業名称

代表者氏名

様

東近江市

市長

入札方式変更通知書

下記の案件について、入札方式を電子入札から紙入札に変更しましたので、参加されるよう通知します。

記

調達案件番号

調達案件名称

執行回数

入札執行の場所

入札執行の日時

年度 第 号

工事（委託業務）

回目

東近江市

年 月 日 時 分

特記事項

遵守事項

別紙のとおり

入札遵守事項による

理由

企業ID

企業名称

代表者氏名

様

東近江市

市長

指名通知書

下記の調達案件について指名競争に付するので、参加されたく通知します。

記

調達案件番号

調達案件名称

入札開始日時

入札書提出締切日時

内訳書開封予定日時

開札予定日時

入力欄

年度	第	号	工事(委託業務)
年	月	日	時 分
年	月	日	時 分
年	月	日	時 分
年	月	日	時 分

予定価格：

入札保証金：

前払金及び部分払：東近江市建設工事執行規則による

最低制限価格：

落札者の決定

- 1 予定価格以下の最低価格の入札者をもって落札者とする。ただし、最低制限価格を設けた場合においては、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低価格の入札をした者を落札者とする。
- 2 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上の場合は、くじ引きにて落札業者を決定する。
- 3 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の消費税相当額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から消費税相当額を差し引いた金額を入札書に記載すること。

内訳書の提示

- 1 入札者は、入札に際し入札書に記載する入札金額に対応した積算内訳書(統一様式)を提出しなければならない。
- 2 金額(消費税を除く。)は、入札金額と一致させること。

紙入札参加届出書

年 月 日

東近江市長

様

商号又は名称

代表者職・氏名

印

下記の電子入札について、次の理由により紙で入札したいので届け出ます。

(該当するものにチェックしてください。)

電子入札システムへの利用者登録をしていないにもかかわらず指名を受け、かつ、ICカードを取得していないために電子入札システムへの利用者登録を直ちに行えないため。

ICカードが失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再発行の申請をしているため

法人名、代表者等の変更により、ICカードの再取得の申請をしているため

電子入札システムを利用しているパソコンが故障したため

やむを得ない事由()
があるため

記

工事/委託 名称	年度 第 号
入札書受付締切日時	年 月 日 時 分

様式第 5 号 (第 13 条関係)

年 月 日

企業 ID

企業名称

代表者氏名

様

東近江市

市長

辞退届受付票

下記の案件について下記の日時に辞退届を受領しました。

記

受領番号

調達案件番号

調達案件名称

入札執行回数

受付日時

年度	第	号	工事 (委託業務)
回目			
年	月	日	時 分

様式第 6 号 (第 14 条関係)

年 月 日

企業 ID

企業名称

代表者氏名

様

東近江市

市長

入札書受付票

下記の案件について下記の日時に入札書を受領しました。

記

受領番号

調達案件番号

調達案件名称

入札執行回数

受付日時

年度	第	号	工事 (委託業務)
回目			
年	月	日	時 分

様式第7号(第15条関係)

年 月 日

企業ID

企業名称

代表者氏名

様

東近江市

市長

入札締切通知書

下記の案件について下記の日時に入札を締切りました。

記

調達案件番号

調達案件名称

入札執行回数

入札締切発行日時

開札予定日時：

年度	第	号	工事(委託業務)	
	回目			
年	月	日	時	分
年	月	日	時	分

様式第 8 号 (第 17 条関係)

年 月 日

企業 ID

企業名称

代表者氏名 様

東近江市

市長

落札者決定通知書

下記の案件について、下記の者が落札した旨通知致します。

記

調達案件番号

調達案件名称

開札日時

落札企業名称

落札金額

年度 第 号 工事 (委託業務)

年 月 日 時 分

円 (消費税抜)

様式第9号（第19条関係）

年 月 日

企業 ID

企業名称

代表者氏名

様

東近江市

市長

取りやめ通知書

下記の案件について、執行が取りやめとなる旨通知致します。

記

調達案件番号

調達案件名称

入札執行回数：

理由

年度 第 号 工事（委託業務）

回目

落札候補者がいないため、当案件は取りやめします。

様式第 10 号 (第 19 条関係)

年 月 日

企業 ID

企業名称

代表者氏名

様

東近江市

市長

中止通知書

下記の案件について、中止となる旨通知致します。

記

調達案件番号

調達案件名称

入札執行回数

理由

年度 第 号 工事 (委託業務)
回目

様式第 11 号 (第 20 条関係)

年 月 日

企業 ID

企業名称

代表者氏名

様

東近江市

市長

保留通知書

下記の案件について、執行が保留となる旨通知致します。

記

調達案件番号

調達案件名称

入札執行回数 :

理由 :

年度 第 号 工事 (委託業務)

回目

様式第 12 号 (第 21 条関係)

年 月 日

企業 ID

企業名称

代表者氏名

様

東近江市

市長

再入札通知書

下記の案件について再入札が実施される旨通知します。

記

調達案件番号

調達案件名称

年度 第 号

工事 (委託業務)

入札執行回数

回目

再入札受付開始予定日時

年 月 日 時 分

再入札締切予定日時 :

年 月 日 時 分

開札予定日時 :

年 月 日 時 分

入札最低金額 :

円 (消費税抜)

理由 :

入札金額が予定価格に達していないため、再入札を実施します。